

議案第 74 号

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

熊本県が美里町に建設した木造応急仮設住宅を山都町長原（小原地区）へ移築することに伴い、町営の一般住宅として管理するために山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年山都町条例第13
7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「住宅で」を「町営の住宅で」に、「町営住宅及び附帯施設」を「も
の」に、「並びに」を「及び」に、「、一定の」を「一定の」に、「町営の住
宅及び附帯施設」を「もの」に、「必要な」を「、必要な」に改める。

「第2章 一般住宅」を削る。

第2条中「次の」を「、次の」に改める。

第6条を削る。

「第3章 復興一般住宅」を削る。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「一般住宅の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 復興一般住宅の入居資格については、前項の規定を準用する。この場合に
おいて、同項第2号中「104,000円を超え259,000円」とある
のは「259,000円」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（復興一般住宅の設置）

第3条 町に、次の表に掲げる復興一般住宅を設置する。

復興一般住宅の名称	所在地
原団地	山都町原 3 1 3 番 1
小原団地	山都町長原 1 7 9 番 1

第 7 条及び第 8 条を削る。

第 9 条中「事項に応じ、かつ」を「事項を考慮して」に、「家賃以下で規則に定めるところにより、町長が定める」を「家賃を下回る範囲内において、町長が決定する」に改め、同条を第 7 条とする。

「第 4 章 雑則」を削る。

第 1 0 条中「一般住宅」の次に「及び復興一般住宅」を加え、同条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第137号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>山都町一般住宅_____の設置及び管理に関する条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 一般住宅(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 復興一般住宅(第6条—第9条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第10条)</u></p> <p> <u>第1章 総則</u></p> <p> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)及び山都町特定公共賃貸住宅条例(平成17年山都町条例第136号)に掲げる住宅以外の住宅で____、町民に賃貸することを目的とする町営住宅及び附帯施設(以下「一般住宅」という。)並びに熊本地震による被災者の住まい再構築を目的として木造仮設住宅の譲与を受け、一定の改修整備を実施した町営の住宅及び附帯施設(以下「復興一般住宅」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> <u>第2章 一般住宅</u></p> <p> (一般住宅の設置)</p> <p>第2条 町に次の表に掲げる一般住宅を設置する。</p> <p> (略)</p>	<p>山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)及び山都町特定公共賃貸住宅条例(平成17年山都町条例第136号)に掲げる住宅以外の町営の住宅で、町民に賃貸することを目的とするもの_____(以下「一般住宅」という。)及び熊本地震による被災者の住まい再構築を目的として木造仮設住宅の譲与を受け一定の改修整備を実施したもの_____(以下「復興一般住宅」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(一般住宅の設置)</p> <p>第2条 町に、次の表に掲げる一般住宅を設置する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(復興一般住宅の設置)</u></p>

(一般住宅の入居者資格)

第3条 (略)

(入居の決定)

第4条 (略)

(一般住宅の家賃の決定)

第5条 (略)

第3章 復興一般住宅

(復興一般住宅の設置)

第6条 町に次の表に掲げる復興一般住宅を設置する。

復興一般住宅の名称	所在地
原団地	山都町原313番1

(復興一般住宅の入居者資格)

第7条 復興一般住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者であつて、その者及び同居しようとする者がいずれも暴力団員でないものでなければならない。

(1) 入居者及び同居者の収入が259,000円を超えないこと。

(2) 本町に住所を有する者又は入居決定後に住所を移転することが明

第3条 町に、次の表に掲げる復興一般住宅を設置する。

復興一般住宅の名称	所在地
原団地	山都町原313番1
小原団地	山都町長原179番1

(入居者資格)

第4条 (略)

2 復興一般住宅の入居資格については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「104,000円を超え259,000円」とあるのは「259,000円」とする。

(入居の決定)

第5条 (略)

(一般住宅の家賃の決定)

第6条 (略)

らかな者であること。

(3) 現に住宅を必要としていることが明らかな者であること。

(4) 地方税を滞納していない者であること。

(復興一般住宅の入居の決定)

第8条 町長は、前条の資格を有する者の中から公募により入居者を決定する。

(復興一般住宅の家賃の決定)

第9条 復興一般住宅の家賃は、入居者の収入及び復興一般住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で規則に定めるところにより、町長が定める。

第4章 雑則

(準用)

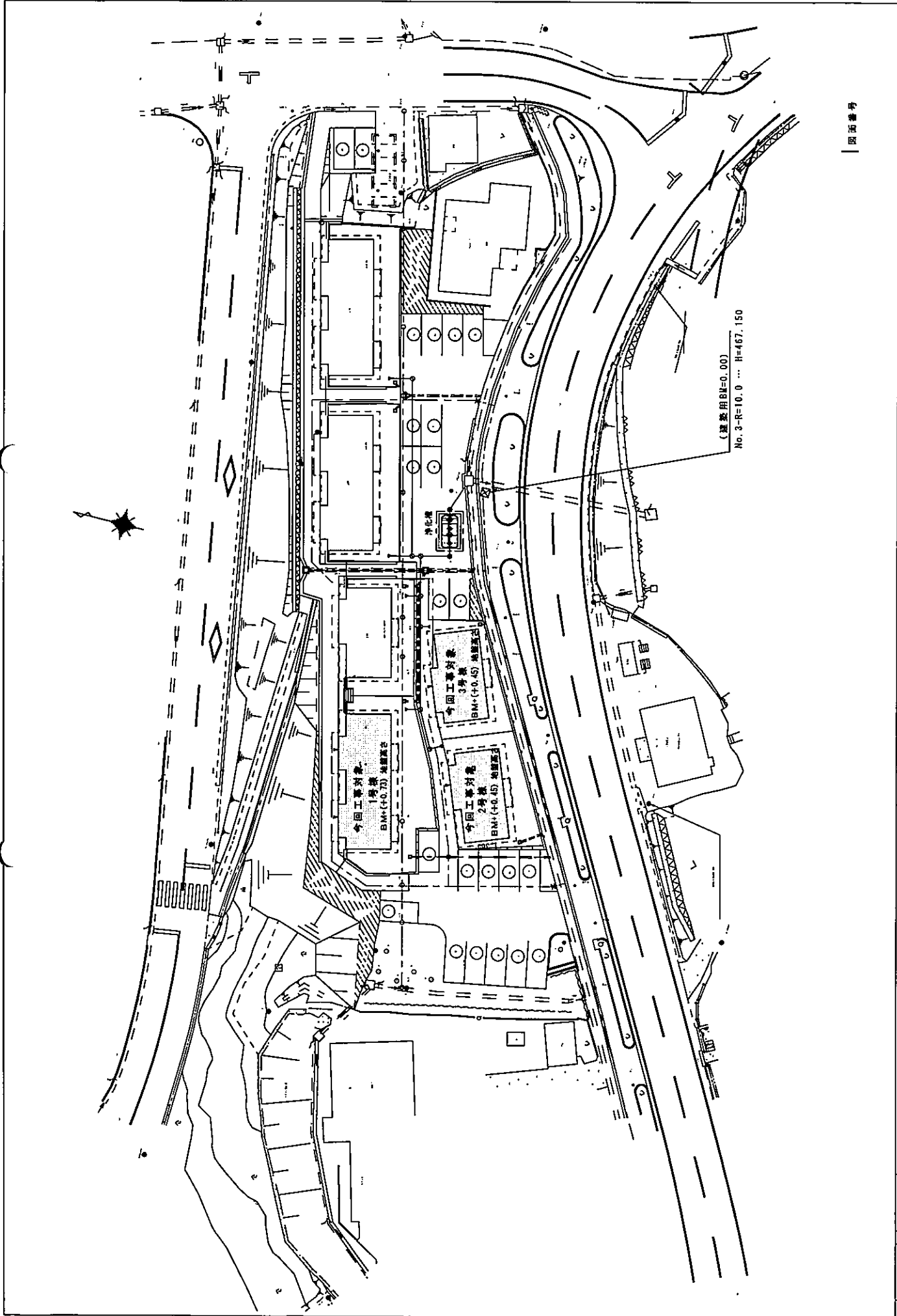
第10条 この条例に定めるもののほか、一般住宅_____の設置及び管理に関し必要な事項は、山都町営住宅条例の規定を準用する。

(復興一般住宅の家賃の決定)

第7条 復興一般住宅の家賃は、入居者の収入及び復興一般住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項を考慮して_____、近傍同種の住宅の家賃を下回る範囲内において、町長が決定する_____。

(準用)

第8条 この条例に定めるもののほか、一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関し必要な事項は、山都町営住宅条例の規定を準用する。



図面番号

製図	承認	設計	坂本	工事名	木造仮設住宅移築工事 (小原1工区)	配置図、解体説明図	図面番号
				工事名	木造仮設住宅移築工事 (小原1工区)	配置図、解体説明図	A-10
				縮尺	1/400		

一級建築士事務所 藤本 隆雄 3767号
 建築士 藤本 隆雄 3144号 坂本 明士
 木造仮設住宅移築工事 22-1